

角膜は黒目の先頭にある透明な膜で、光を通す働きをしています。角膜が病気やけがで濁ったり変形したりすると、視力が低下したり見えなくなったりします。

このような角膜を正常で透明な角膜と取り換える手術を角膜移植といいます。

亡くなられた方から眼球を提供していただくことを献眼といいます。角膜移植は献眼により提供された角膜を使用しています。

アイバンクは、献眼いただいた方の角膜が移植を待つ方に円滑に移植が行われるための仕事をしています。また、亡くなったら献眼したいという意思をお持ちの方の献眼登録を行っています。



献眼の方法

1

ご家族で話し合われた結果、ご家族の総意で献眼されると決められた時は、速やかに下記にご連絡ください。死後8時間以内であれば献眼は可能ですが、なるべく早くお願いします。

平日 午前9時～午後5時…(公財)埼玉県腎・アイバンク協会 ☎048-832-3300
上記以外……………さいたま赤十字病院(夜間・休日受付) ☎048-852-1111

2

連絡を受けると3時間くらいで、ご家族が希望される場所(亡くなられた病院や自宅など)へ眼科の医師が伺います。

3

ご家族に、眼球摘出と眼球提供に必要な検査のための採血の承諾書をいただき、摘出手術を行います。眼球を摘出したあとは医師が義眼を入れ、顔が大きく変わらないよう努めます。所要時間は、両眼で1時間くらいです。

4

眼球から角膜を切り取り、専用の保存液に浸し、移植病院へと搬送します。10日ほどの保存が可能です。

県内で
角膜移植のできる
病院

- ①さいたま赤十字病院……………☎048-852-1111
- ②防衛医科大学学校病院……………☎04-2995-1511
- ③埼玉医科大学病院……………☎049-276-1295
- ④獨協医科大学越谷病院……………☎048-965-1111
- ⑤栗原眼科病院……………☎048-562-0070

5

搬送された角膜は、二人の方へ1つずつ移植手術が行われます。移植を受けた方は光を取り戻し、再び豊かな生活を送ることができます。

6

ご家族の意向に従い、手術結果の報告を行います。

登録の方法

埼玉県在住の方を受け付けます

1

(公財)埼玉県腎・アイバンク協会へ電話をする

TEL 048-832-3300

E-mail saitama-jineyebank@nifty.com

2

献眼登録申込書(はがき形態)が届いたら、記入して投函する(切手不要)

献眼登録申込書			
<small>(公財)埼玉県腎・アイバンク協会 【登録者】 私は、死後、角膜移植の為に眼球を提供いたします。</small>			
申込日	平成 年 月 日		
フリガナ			1.姓
氏名			2.姓
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
住所	埼玉県		
TEL			
親族優先提供の希望 有・無			
<small>※本枠内をご記入ください。印は自筆であれば不要です。</small>			
【献眼登録を伝えた家族】※未記入可			
住所			
氏名			
紹介団体記入欄▶団体名			

郵便はがき	
さいたま市 郵便局 5457	330-9890
さいたま市浦和区仲町3-5-1 県民健康センター 3F	
公益財団法人 埼玉県腎・アイバンク協会 行	

3

登録票が送られてきます。(2週間以内)
登録票は日常ご携帯ください。

角膜提供登録票	
登録番号	第 号
氏名	殿
生年月日	年 月 日
視力障害者のために、あなたからの角膜を提供していただくことの登録をいたしました。	
年 月 日	
公益財団法人 埼玉県腎・アイバンク協会	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1 県民健康センター3F	

アイバンクへ登録したことを、ご家族にお伝えください。
ご家族の申し出がないと、提供できないからです。

よくあるご質問について

- 申し込み時に、目の検査はいたしません。
- 年齢、血液型は関係ありません。
- 近視・遠視・乱視・老眼に関係ありません。
- 白内障等の治療・手術していても差し支えありません。
- いくつかの病気や亡くなられた状態によっては、できない場合があります。
- 親族(両親・子・配偶者)に優先提供できます。

角膜提供登録票と臓器提供意思表示カードの違いについて

- 角膜提供登録票は、アイバンクに献眼登録した方に発行いたします。
- 臓器提供意思表示カードは、脳死または心停止後の臓器の提供の意思の有無を記入し、個人で所有します。眼球提供の意思表示はできますが、アイバンクの登録とは異なります。